

戸手小学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

本方針はすべての職員が「いじめは、どの子ども・どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」との基本認識にたち、すべての児童がいじめのない安心した学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」）に基づき、本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置等について基本的な考え方、具体的な対応及び、それらを実施するための体制について定めるものである。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの形態には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、さわられたりする。
- ・金品をたかられる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮し、早期に警察へ相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、全ての児童に関係する問題である。

イ いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりがある場合もあり、家庭と十分連携をとりながら取り組む。

エ いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを認知した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校長・教頭・教務主任・保健主事・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭をメンバーとする「いじめ防止対策委員会」を設置する。

5 いじめの防止等に係る具体的な取組

(1) 未然防止

ア 児童の実態把握をし、一人一人が互いに認め合える学級経営の充実を図る。

イ わかる・できる授業に努め、児童一人一人が成就感や達成感を持てる授業実践に努める。

ウ すべての教育活動において道徳教育を実践し、思いやりの心の育成をする。

エ 相談体制の整備をする。

- (ア) 児童理解等の職員研修を実施する。
- (イ) 学期に1回のいじめアンケート及び担任による面談を実施し、児童が抱えている問題の解決にあたる。
- (ウ) 児童がスクールカウンセラーや相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実を図る。
- (エ) インターネットに関するモラル教育を実施する。
- (オ) 保育所・幼稚園並びに中学校との情報交換を行う。

(2) 早期発見

- ア 休憩時間の様子を気かけたり、日記等を活用し、児童の悩みを把握したりする。
- イ 学期に1回のいじめアンケートを実施し、児童の抱えている問題を把握する。
- ウ 児童・保護者からの相談には、面談及び家庭訪問により迅速で誠実な対応に努める。
必要に応じて、関係機関との連携をし、問題解決にあたる。

(3) 早期対応

- ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実確認をする。
- イ いじめの事実確認後、「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。
- ウ いじめをやめさせるとともに、再発防止をするために、被害児童・保護者に対する支援、加害児童への指導及び保護者への継続的指導をする。
- エ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

6 いじめの防止等に係わる具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

7 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、推進法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) PTA役員及び地域関係者等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の立案
- (イ) 問題の背景・課題の整理及び分析、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

8 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係るふりかえりを行い、その結果に基づき、実施計画の修正・改善を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、いじめアンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。